

第11回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月29日（火）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 18名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔	15	今村 昭仁
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第23号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第24号	農地法第5条の規定による許可について
日程第4	議案第25号	農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について
日程第5	議案第26号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 吉田局長、豊吉係長、眞鍋主査

7. 閉会時間 午後2時9分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、第11回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、5番太田勝義委員、6番片岡文洋委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、5月31日開催の第10回総会以降に行われました業務等につきまして、報告致します。</p> <p>(議案に基づき業務報告を説明)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第23号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第23号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では農地等の賃貸借の解除等の制限を定めております。</p> <p>農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかの場合と規定されております。</p>

<p>議長</p>	<p>今回もこの例外規定の合意解約1件が成立しており、その1件の案件につきまして、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第23号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」説明させていただきます。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第23号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第24号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>それでは、議案第24号「農地法第5条の規定による許可について」の件を提案説明申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行うさい、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要</p>

<p>議長</p>	<p>がございます。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第5条の規定による許可を受けることになります。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は1件でございます。</p> <p>内訳は砂利採取のための一時転用申請1件となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>議案第24号「農地法第5条の規定による許可について」説明させていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>(議案に基づき説明)</p> <p>本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。第2班班長、富倉浩之委員から報告願います。</p>
<p>富倉委員</p>	<p>1番、本案件は砂利採取のために農地を一時転用するものです。</p> <p>現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害、影響はないものと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第24号「農地法第5条の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4、議案第25号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」の件を議題といたします。

提案説明を求めます。

吉田局長

それでは、議案第25号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」の提案説明を申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、市町村の農業委員会は、農地の所有者から所有権の移転の申出があり、あっせん等により新たな所有者を求めたが、その新たな所有者を探すのが困難な場合であって、農地利用の集積を図るため、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村長に対し、買入協議の要請ができると規定されています。

今回ご審議頂きます案件は1件でございます。本申請の農地につきましては、令和元年度に不成立に終わった尾田交換分合事業の対象となった農地であります。今年になり改めて所有者からあっせんの希望を受け、地域に買い手となる農業者がおり、4月16日にあっせん会議を開催しましたが、買い手となる農業者2名から、5年後に取得したいとの意向もあり、農地中間管理機構である北海道農業公社が一時的に取得する農地保有合理化事業で進めることとし、農業委員会から大樹町へ買入協議の要請を行うものであります。

つきまして、買入協議の要否につきまして、審議賜りたく提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>議案第25号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」説明させていただきます。</p> <p>農地保有合理化事業により農地を、公益財団法人 北海道農業公社に買入れを要請する案件となります。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>農地利用調整会議につきましては、4月16日に第1班4名により実施しております。</p> <p>なお、次ページには、位置図を添付してありますのでご覧ください。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第25号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議の要請について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第5、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。</p> <p>それでは、提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員</p>

会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。

今回ご審議頂きます申請は13件でございます。

内訳は、売買11件、賃貸借で新規が1件、更新が1件となっております。

なお、申請番号8番から11番は、今年4月に(自治体名)の(個人名)の離農などにより、所有者から売買あっせんの申出があり、あっせんが成立した案件であります。

申請番号4番につきましては、同じく(個人名)の離農により、農地保有合理化事業により、買受する予定となっていた農地を地域調整の結果、(法人名)が買受することに変更となった案件であります。

申請番号12番につきましては、申請番号8番から11番までと同様に4月に売買あっせんを行いました。あっせんが不調となり、所有者と買受希望者との間で賃貸借の利用権設定を行った案件となっております。

つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

次に、申請番号1番の審議にあたり、(委員名)は、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

「暫時休憩いたします。」

「再開致します。」

それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉係長

議案26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の計画の決定について」説明させていただきます。

(議案に基づき説明)

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

申請番号1番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社から農

地売渡のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

「暫時休憩いたします。」

「再開致します。」

次に、申請番号2番から7番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉係長

申請番号2番から7番につきましては、農地保有合理化事業による所有権移転の案件となります。

(議案に基づき説明)

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

申請番号2番から7番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社から農地売渡のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

	<p>これより議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号2番から7番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号8番の審議にあたり、(委員名)は、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>「暫時休憩いたします。」</p> <p>「再開致します。」</p> <p>それでは、申請番号8番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号8番につきましては、あっせんによる所有権移転の案件です。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。次に、申請番号8番の内容について、あっせん班より地域調整報告を求めます。</p> <p>第2班班長、富倉浩之委員から報告願います。</p> <p>申請番号8番につきまして、あっせんの申し出がありました、(個人名)の所有する畑を、地区委員を通じて、農事組合に周知し、売買公募をおこないました。買受者は、あっせん希望者の(個人名)に決定となりました。</p> <p>過去の売買実例から価格を決定し、両者に内容を提示し、両者から了承を得ました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p> <p>以上で、報告が終わりました。</p>
豊吉係長	
議長	
富倉委員	
議長	

	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号8番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>「暫時休憩いたします。」</p> <p>「再開致します。」</p> <p>次に申請番号9番から13番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号9番から11番につきましては、あっせんによる所有権移転の案件です。</p> <p>(議案に基づき説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
豊吉係長	
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に申請番号9番から12番について、あっせん班並びに地区担当委員より地域調整報告を求めます。</p> <p>第2班班長並びに晩成地区担当富倉浩之委員から報告願います。</p>
富倉委員	<p>申請番号9番につきまして、あっせんの申し出がありました、(個人名)の所有する畑を、地区委員を通じて、農事組合に周知し、売買公募をおこないました。買受者は、あっせん希望者の(法人名)に決定となりました。過去の売</p>

買実例から価格を決定し、両者に内容を提示し、両者から了承を得ました。

続きまして、申請番号10番につきまして、あっせんの申し出がありました、**(個人名)**の所有する畑を、地区委員を通じて、農事組合に周知し、売買公募をおこないました。買受者は、あっせん希望者の**(法人名)**に決定となりました。

過去の売買実例から価格を決定し、両者に内容を提示し、両者から了承を得ました。

続きまして、申請番号11番につきまして、あっせんの申し出がありました、**(個人名)**の所有する畑を、地区委員を通じて、農事組合に周知し、売買公募をおこないました。買受者は、あっせん希望者の**(法人名)**に決定となりました。

過去の売買実例から価格を決定し、両者に価格を提示して、了承を得ております。

申請番号12番につきまして、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、**(法人名)**としました。

賃貸借期間は3年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

以上で、報告が終わりました。なお申請番号13番については、賃貸借の更新のため地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号9番から13番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

<p>吉田局長</p> <p>議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p> <p>次回の総会につきましては、7月29日木曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもって、第11回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>
-----------------------	---